令和２年度　公文書開示（12月決定分）

					決定区分						（根拠規定）条例７条											
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	局 名	所管局部課等
1	R2.10.16	R2.12.18	平成３０年８月８日付３０世教指第４７１号「教職員の服務事故について（報告）」			1						1				1				「１事故の種類」欄、「２発生日時」欄、「３発生場所」欄、「４当事者・関係者の氏名等」欄については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため（東京都情報公開条例第７条第２号） 「５発生の状況」欄①及び②、「６学校及び世田谷区教育委員会の対応措置」欄、「８添付資料」欄については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため（東京都情報公開条例第７条第２号） 　また、当事者、関係者等からの報告や事情聴取等の内容について、開示が前提となると、今後同様の事故が発生した場合に、当事者等からの報告や事情聴取等による適切な情報取集が困難となるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第６号） 　また、当事者等が報告した内容や事情聴取で話した内容等から世田谷区教育委員会が確認した、事故に係る詳細な情報について、開示が前提となると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの報告等による適切な情報収集が困難となるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第６号） 「７世田谷区教育委員会の見解」欄については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため（東京都情報公開条例第７条第２号） 　また、開示が前提となると、事故に関して、区市町村教育委員会が自らの率直な意見を記入することができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第６号）	教育庁	人事部職員課
2	R2.10.22	R2.12.21	（１）令和２年度　学校設定教科・科目の設置について （２）各科目の内容 （３）年間指導計画		1																教育庁	東部学校経営支援センター経営支援室
3	R2.10.22	R2.12.21	（１）令和２年度　学校設定教科・科目の設置について （２）各科目の内容 （３）年間指導計画		1																教育庁	東部学校経営支援センター経営支援室支所
4	R2.10.22	R2.12.21	（１）令和２年度　学校設定教科・科目の設置について （２）各科目の内容 （３）年間指導計画		1																教育庁	中部学校経営支援センター経営支援室
5	R2.10.22	R2.12.21	（１）令和２年度　学校設定教科・科目の設置について （２）各科目の内容 （３）年間指導計画		1																教育庁	中部学校経営支援センター経営支援室支所
6	R2.10.22	R2.12.21	（１）令和２年度　学校設定教科・科目の設置について （２）各科目の内容 （３）年間指導計画		1																教育庁	西部学校経営支援センター経営支援室
7	R2.10.22	R2.12.21	（１）令和２年度　学校設定教科・科目の設置について （２）各科目の内容 （３）年間指導計画		1																教育庁	西部学校経営支援センター経営支援室支所

					決定区分						（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	局　名	所管局部課等
8	R2.10.28	R2.12.21	プロフィール、講義・協議骨子（案）、メール（8月19日付け、9月4日付け、9月７日付け①、9月7日付け②、9月7日付け③、9月15日付け、9月16日付け、10月7日付け、10月15日付け）、講師選定調書			1						1	1	1		1				【講話者候補のプロフィール及び講演実績に関する情報】 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第７条第２号） 【業者及び講話者候補の氏名、講話者候補のプロフィールに関する情報】 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）であるため 【業者のメールアドレス、業者の住所に関する情報】（東京都情報公開条例第７条第２号） 当該情報については、一般に公表されておらず、公にすることにより、事業と関連のない連絡をされる等、法人の事業活動が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第７条第３号） 【講師選定理由】 当該情報については、公にすることにより、講師選定に関する事務に関し、評価、判断等その事務の過程、もしくは基準が明らかとなる恐れ又は公正な判断が行えなくなるおそれがあり、公正かつ円滑な選定に支障を来すおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第６号） 【パスワード】 当該情報については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第４号） 【職員のメールアドレス】 職員が業務で使用する電子メールアドレスは、公にすることにより、業務と関連のないメールが送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第６号） 【講師名、年齢、性別、所属・職名等、講師プロフィール、講師履歴、著作物等、専門分野・専門能力及び講師選定理由】 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第７条第２号） 【講師選定理由】 当該情報については、公にすることにより、講師選定に関する事務に関し、評価、判断等その事務の過程、もしくは基準が明らかとなる恐れ又は公正な判断が行えなくなるおそれがあり、公正かつ円滑な選定に支障を来すおそれがあるため。 また、担当者等による意見等について率直な記入が妨げられ、選定業務に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第６号）	教育庁	教職員研修センター教育開発課
9	R2.11.20	R2.12.1	都立小石川中等教育学校(2)空調設備改修工事 見積比較表、代価表、共通算定書	72	1																教育庁	都立学校教育部営繕課
10	R2.11.29	R2.12.11	３１教人選第６５８号に係る起案文書及び発出通知			1						1				1				「所属CD」「所属名」「職名」「所属職」「職員番号」「カナ氏名」「氏名」「生年月日」「年度末年齢」「ブロック名」欄は、個人に関する情報（第８号及び第９号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。（東京都情報公開条例第７条第２号） 「10　評定欄」の（３）評価基準の評語の説明「12　特記事項欄」は、公にされることにより、選考の基準や過程が明らかになり、選考に関する事務に関し、適正かつ円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第７条第６号）	教育庁	人事部選考課
11	R2.11.29	R2.12.11	３１教人選第８２０号に係る起案文書及び発出通知			1						1				1				「所属CD」「所属名」「職名」「所属職」「職員番号」「カナ氏名」「氏名」「生年月日」「年度末年齢」「ブロック名」欄は、個人に関する情報（第８号及び第９号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。（東京都情報公開条例第７条第２号） １枚目の２行目から最下段までは、公にされることにより、選考の基準や過程が明らかになり、選考に関する事務に関し、適正かつ円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第７条第６号）	教育庁	人事部選考課
12	R2.11.29	R2.12.9	練馬区で現在計画中の「ハリーポッター」の「博物館施設」についての「としまえん」跡地に建設予定の博物館にかかる、 １　事業者から提出された博物館を設置するための申請書類一切の文書や図面及び電磁的記録 ２　本件に関して関係部局（知事及び副知事を含む）とのやり取りの一切の文書や図面及び電磁的記録 ３　本件に関して都議とのやり取りの一切の文書や図面及び電磁的記録					1											１　当該施設について、東京都教育委員会には申請書類等の提出はなく、請求にかかる文書は現に保有しておらず、存在しないため。 ２・３　当該施設について、東京都教育委員会と関係部局等とのやり取りに係る文書は現に保有しておらず、存在しないため。	教育庁	地域教育支援部管理課

					決定区分						（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	局 名	所管局部課等
13	R2.11.29	R2.12.9	練馬区の「としまえん」跡地に建設予定の博物館にかかる、 ①博物館法第１１条にもとづき都教育委員会に提出された一切の文書、 ②博物館法第１２条による審査のプロセスおよび結果の分かる一切の文書、 ③①②に関する、都知事、副知事、都庁他部局、練馬区等の他自治体、都議会議員等の地方議員および国会議員、民間事業者とのやりとりの分かる一切の文書					1												①当該施設について、東京都教育委員会には文書の提出はなく、請求にかかる文書は現に保有しておらず、存在しないため ②当該施設について、東京都教育委員会は審査を行っていないため、請求に係る文書は現に保有しておらず、存在しないため ③当該施設について、東京都教育委員会と、都知事等とのやりとりに係る文書は現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	地域教育支援部管理課
14	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立忍岡高等学校
15	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立上野高等学校
16	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立晴海総合高等学校
17	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立本所高等学校
18	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立深川高等学校
19	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立城東高等学校
20	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立江戸川高等学校
21	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立葛西南高等学校
22	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立紅葉川高等学校

					決定区分						（根拠規定）条例７条											
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	局 名	所管局部課等
23	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立江東商業高等学校
24	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立第三商業高等学校
25	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立墨田工業高等学校
26	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立向丘高等学校
27	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立江北高等学校
28	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立淵江高等学校
29	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立足立西高等学校
30	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立青井高等学校
31	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立足立新田高等学校

					決定区分						（根拠規定）条例７条											
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	局　名	所管局部課等
32	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立荒川商業高等学校

					決定区分						（根拠規定）条例７条											
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	局 名	所管局部課等
33	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立荒川工業高等学校
34	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立足立工業高等学校
35	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立蔵前工業高等学校
36	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立葛飾野高等学校
37	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立南葛飾高等学校
38	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立東高等学校
39	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立篠崎高等学校
40	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立葛飾総合高等学校
41	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立葛飾商業高等学校

					決定区分						（根拠規定）条例７条											
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	局 名	所管局部課等
42	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立農産高等学校
43	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立橘高等学校
44	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立一橋高等学校
45	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立八潮高等学校
46	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立大森高等学校
47	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立つばさ総合高等学校
48	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立六本木高等学校
49	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立六郷工科高等学校
50	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立芝商業高等学校

					決定区分						（根拠規定）条例７条											
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	局 名	所管局部課等
51	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立新宿山吹高等学校
52	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立大崎高等学校
53	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立田園調布高等学校
54	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立松原高等学校
55	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立桜町高等学校
56	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立千歳丘高等学校
57	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立園芸高等学校
58	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立調布北高等学校
59	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立狛江高等学校

					決定区分						（根拠規定）条例７条											
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	局 名	所管局部課等
60	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立富士高等学校
61	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立小山台高等学校
62	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立深沢高等学校
63	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立世田谷泉高等学校
64	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立戸山高等学校
65	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立目黒高等学校
66	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立芦花高等学校
67	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立第一商業高等学校
68	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立総合工科高等学校

					決定区分						（根拠規定）条例７条											
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	局 名	所管局部課等
69	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立総合芸術高等学校
70	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立荻窪高等学校
71	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立杉並総合高等学校
72	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立農芸高等学校
73	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立武蔵丘高等学校
74	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立石神井高等学校
75	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立大泉高等学校
76	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立稔ヶ丘高等学校
77	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立大泉桜高等学校

					決定区分						（根拠規定）条例７条											
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	局 名	所管局部課等
78	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立第四商業高等学校
79	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立中野工業高等学校
80	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立文京高等学校
81	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立千早高等学校
82	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立練馬高等学校
83	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立田柄高等学校
84	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立練馬工業高等学校
85	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立豊島高等学校
86	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立北園高等学校

					決定区分						（根拠規定）条例７条											
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	局 名	所管局部課等
87	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立大山高等学校
88	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立桐ヶ丘高等学校
89	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立飛鳥高等学校
90	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立板橋有徳高等学校
91	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立高島高等学校
92	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立町田高等学校
93	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立砂川高等学校
94	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立武蔵村山高等学校
95	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立武蔵野北高等学校

					決定区分						（根拠規定）条例７条											
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	局 名	所管局部課等
96	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立田無高等学校
97	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立小平西高等学校
98	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立東村山高等学校
99	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立清瀬高等学校
100	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立小平南高等学校
101	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立東久留米総合高等学校
102	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立田無工業高等学校
103	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立多摩科学技術高等学校
104	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立野津田高等学校

					決定区分						（根拠規定）条例７条											
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	局 名	所管局部課等
105	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立山崎高等学校
106	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立町田工業高等学校
107	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立調布南高等学校
108	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立府中高等学校
109	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立永山高等学校
110	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立若葉総合高等学校
111	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立第五商業高等学校
112	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立府中工業高等学校
113	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立拝島高等学校

					決定区分						（根拠規定）条例７条											
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	局 名	所管局部課等
114	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立多摩高等学校
115	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立福生高等学校
116	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立羽村高等学校
117	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立五日市高等学校
118	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立青梅総合高等学校
119	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立瑞穂農芸高等学校
120	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立久留米西高等学校
121	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立東村山西高等学校
122	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立富士森高等学校

					決定区分						（根拠規定）条例７条											
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	局 名	所管局部課等
123	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立片倉高等学校
124	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立八王子北高等学校
125	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立松が谷高等学校
126	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立日野高等学校
127	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立日野台高等学校
128	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立南平高等学校
129	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立翔陽高等学校
130	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立八王子拓真高等学校
131	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立八王子桑志高等学校

					決定区分						（根拠規定）条例７条											
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	局 名	所管局部課等
132	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立府中西高等学校
133	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立上水高等学校
134	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立浅草高等学校
135	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立雪谷高等学校
136	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立保谷高等学校
137	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立蒲田高等学校
138	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立大田桜台高等学校
139	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立青山高等学校
140	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立日本橋高等学校

					決定区分						（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	局 名	所管局部課等
141	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立杉並工業高等学校
142	R2.11.30	R2.12.14	学校図書館管理業務委託を導入している全学校について 　仕様書で「円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置する。」となっており、このため、通常業務の単価について、平成３１年度には、業務従事者２名が十分勤務できる額や専任の業務責任者が勤務できるのに必要な額が計上されている。 なお、仕様書で「業務の円滑な処理」ができる場合は、必ずしも複数人配置することを要しないとしていますが、各学校毎に、業務従事者の複数人配置や専任の業務責任者が配置されていない時間帯がある場合、配置を要しないこととした理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立王子総合高等学校
143	R2.11.30	R2.12.14	令和２年度都立高等学校図書館管理業務委託契約に係る採用候補者及び採用者決定基準		1																教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
144	R2.11.30	R2.12.14	都立高等学校図書館管理業務委託の契約締結に係る準備契約（依頼）について 平成30年度までは、「生徒の昼休み開始時刻から平日の17日までの時間数については、業務責任者が配置されるため、当該時間数の1.2倍として積算すること」となっていたが、平成31年度から、「当該時数の2.0倍とし積算すること」に変更になってる。 この変更することになった経緯や理由が分かる文書。					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
145	R2.11.30	R2.12.14	都立忍岡高等学校外１５校図書館管理業務委託（東部）（単価契約）委託関係書類			1						1		1		1				（１）契約業者の業務従事者の個人名、写真、連絡先 　　個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため （東京都情報公開条例第7条第2号該当） （２）契約業者の印影 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため （東京都情報公開条例第7条第4号該当） （３）契約の数量、単価、推定金額、目途額 契約の数量、単価、推定金額、目途額を開示することは、入札の競争性及び契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （東京都情報公開条例第7条第6号該当）	教育庁	東部学校経営支援センター管理課
146	R2.11.30	R2.12.14	都立大崎高等学校外１３校図書館管理業務委託（中部）（単価契約）委託関係書類			1						1		1		1				（１）契約業者の業務従事者の個人名、写真、連絡先 　　個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため （東京都情報公開条例第7条第2号該当） （２）契約業者の印影 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため （東京都情報公開条例第7条第4号該当） （３）契約の数量、単価、推定金額、目途額 契約の数量、単価、推定金額、目途額を開示することは、入札の競争性及び契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （東京都情報公開条例第7条第6号該当）	教育庁	中部学校経営支援センター管理課
147	R2.11.30	R2.12.14	都立町田高等学校ほか１１校図書管管理業務委託（西部）（単価契約）委託契約関係書類			1						1		1		1				（１）契約業者の業務従事者の個人名、写真、連絡先 　　個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため （東京都情報公開条例第7条第2号該当） （２）契約業者の印影 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため （東京都情報公開条例第7条第4号該当） （３）契約の数量、単価、推定金額、目途額 契約の数量、単価、推定金額、目途額を開示することは、入札の競争性及び契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （東京都情報公開条例第7条第6号該当）	教育庁	西部学校経営支援センター管理課
148	R2.11.30	R2.12.14	令和２年度都立高等学校図書館管理業務委託技術審査委員会の審査結果（技術点）について（通知）			1										1				職員個人の電子メールアドレスについては、公にすることにより業務に関連のないメールが送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第６号該当	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
149	R2.10.28	R2.12.4	都立国立高等学校(2)空調設備改修工事 工事積算内訳書他すべて	104	1																教育庁	都立学校教育部営繕課
150	R2.12.2	R2.12.16	八王子地区昼夜間定時制高校基本計画検討委員会報告書 昼夜間定時制高校（新たなタイプ）基本構想検討委員会報告書			1						1								個人の氏名及び所属に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる物を含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第７条第２号）	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
151	R2.12.8	R2.12.14	令和２年度都立高等学校及び中等教育学校（後期課程）で使用予定の補助教材一覧		1																教育庁	指導部管理課
152	R2.12.8	R2.12.11	都内公立小中学校事務職員年齢分布 都立学校事務職員年齢分布	2	1																教育庁	総務部総務課

					決定区分						（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	局 名	所管局部課等
153	R2.12.10	R2.12.24	（１）株式会社育鵬社より受領した令和２年８月２８日付文書 （２）株式会社育鵬社より受領した令和２年１１月付文書 （３）株式会社育鵬社より受領した令和２年１２月付文書			1						1	1							個人に関する情報や業者の氏名に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる物を含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第７条第２号） 事業者の電話番号については、公表されておらず、公にすることにより、事業と関連のない電話をされる等、法人の事業活動が損なわれるため（東京都情報公開条例第７条第３号）	教育庁	指導部管理課
154	R2.12.10	R2.12.24	当該・写真無断掲載事件に関し、都教委が内部や教科書審議会等で、協議・供覧した文書一式 当該・写真無断掲載事件に関し、都教委が区市町村教委・都立学校等に送付したり返信したりしてきた、つまり、両者間でやり取りした文書一式 当該・写真無断掲載事件に関し、都教委が現・元の教育委員、国会議員・都議ら政治家、“日本会議”系の“日本教育再生機構”等の政治団体、及び『産経新聞』・フジテレビの子・孫会社と、やり取りした文書一式 当該・写真無断掲載事件に関し、都教委が他の道府県、政令指定都市と協議・連絡・相談等、やり取りした文書一式 当該・写真無断掲載事件に関し、都教委が文科省と連絡・相談等、やり取りした文書一式 当該・写真無断掲載事件に関し、都教委が報道（一般紙誌・教育専門紙誌・ネット情報を含む）を通し、その写真無断掲載の事実・内容を知った文書一式					1											請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁	指導部管理課
155	R2.11.26	R2.12.10	令和２年１１月６日付２教指高第３４７号「都立高校生等ボランティア・サミットFINAL～Forever～の開催について（通知）」		1																教育庁	指導部管理課
156	R2.11.26	R2.12.10	令和２年１１月１１日付２教指導高第３６８号「都立高校生等ボランティア・サミットFINAL～Forever～」における「全都立高校等で取り組むボランティア」について（依頼） 令和２年１１月２７日付事務連絡「都立高校生等ボランティア・サミットFINAL～Forever～」の接続方法について（通知） 令和2年１２月２日付事務連絡「都立高校生等ボランティア・サミットFINAL～Forever～」の動画視聴方法について			1						1	1							業者の氏名、生徒に関する情報については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる物を含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第７条第２号） 事業者の電話番号並びに電話番号が記載されたホームページのリンク及びQRコードについては、公表されておらず、公にすることにより、事業と関連のない電話をされる等、法人の事業活動が損なわれるため（東京都情報公開条例第７条第３号）	教育庁	指導部管理課
157	R2.11.26	R2.12.10	2020年度の都立校ボランティアサミットにおける下記の文書。 （１）プログラム （２）進行台本 （３）小池百合子氏メッセージに係る文書一式					1												請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁	指導部管理課
158	R2.11.26	R2.12.10	東京都教育委員会、学校法人片柳学園及び日本アイ・ビー・エム株式会社におけるIT人材の育成に向けた包括連携に関する報告書			1							1							学校法人及び業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第４号）	教育庁	都立学校教育部高等学校教育課
159	R2.12.15	R2.12.23	都立特別支援学校　都立水元小合学園　堀切コース　仕様書 都立特別支援学校　都立水元小合学園　水元コース　仕様書 都立特別支援学校　都立水元小合学園　綾瀬コース　仕様書 都立特別支援学校　都立水元小合学園　亀有コース　仕様書		1																教育庁	東部学校経営支援センター管理課
160	R2.12.15	R2.12.23	都立北特別支援学校（浮間コース）の旅客自動車による運送（単価契約）仕様書 都立北特別支援学校（常盤台コース）の旅客自動車による運送（単価契約）仕様書 都立北特別支援学校（文京コース）の旅客自動車による運送（単価契約）仕様書 都立北特別支援学校（目白コース）の旅客自動車による運送（単価契約）仕様書 都立北特別支援学校（王子コース）の旅客自動車による運送（単価契約）仕様書 都立北特別支援学校（神谷コース）の旅客自動車による運送（単価契約）仕様書		1																教育庁	中部学校経営支援センター管理課管理課
161	R2.12.22	R2.12.23	（１）令和２年１２月２２日付事務連絡「医療従事者の方々への感謝の気持ちを伝える取組について（依頼）		1																教育庁	総務部総務課
162	R2.12.24	R2.12.25	（１）令和２年１２月２２日付事務連絡「医療従事者の方々への感謝の気持ちを伝える取組について（依頼）（２）上記（１）の区市町村教育委員会宛てメール発出時の電子メール		1																教育庁	総務部総務課
163	R2.12.24	R2.12.25	「2020/12/21～22、都教委から都内小学校へ送付された「医療従事者への感謝の手紙募集依頼」に関して、１．送付に至る意思決定プロセス（都知事、発案者、都教委、および関係各課との間のやりとり、検討含む）、２．１当該通知書およびこれに関する各学校とのやり取り、３．集めた手紙をいつ誰がどの方法で仕分けし、どの医療機関へ届けるか、といった全体図（例：計画書、作業工程表、等）、の全てが分かる一切の文書」のうち、「３．集めた手紙をいつ誰がどの方法で仕分けし、どの医療機関へ届けるか、といった全体図（例：計画書、作業工程表、等）、の全てが分かる一切の文書」					1											請求に係る文書は作成及び取得しておらず存在しないため	教育庁	総務部総務課